

地域福祉計画第1章～3章の概要について

第1章

計画の策定にあたって

1 この計画でめざすこと ～地域福祉とは～

地域福祉のイメージや福祉ニーズの多様化・複雑化、これからの地域福祉に求められていることの概要

2 地域福祉の役割分担

地域福祉を推進するために必要となる基本的な役割（自助、共助・互助、公助）

3 計画策定の趣旨と背景

（１）社会的な現状・計画策定の趣旨

「包括的な支援体制」含め、本計画の趣旨や必要とされる社会的背景

（２）法律等の動向

関連する法律等の動向を記載

4 地域共生社会について

本計画のポイントのひとつである「地域共生社会」について、概要の説明や市の方向性

5 計画の位置づけ

（１）地域福祉計画とは

計画の法的な位置づけはもとより、地域福祉が必要とされてきた経緯、計画の特色等

（２）他計画との関連

庁内他計画等の関連性や上位計画としての位置付けについての説明

（３）地域福祉活動計画との関連

市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の説明とその関連性

6 計画の期間

関連計画含め、計画の期間。

7 策定体制

策定委員会をはじめ、庁内の検討体制、アンケートといった市民の意見の聴取体制等をそれらの必要性とともに記載

第2章

船橋市における地域福祉の現状と課題

1 第4次計画の進捗

- (1) 公助項目の進捗評価
 - ・令和4、5年度進捗評価
 - ・令和6、7年度進捗評価（追記を検討）
- (2) 船橋市地域福祉計画推進委員会からの意見
 - ①重層的支援体制整備事業について
 - ②「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」について
 - ③地域包括ケアシステムの構築について
 - ④共働き世帯が子育てしやすい環境づくりについて
 - ⑤潜在的な要支援者への支援について
 - ⑥その他

2 船橋市の現状

本市の人口や高齢化率など、計画の内容に関連が深いと考えられるデータの推移を記載

- (1) 人口・世帯状況
 - ①年齢3区分別人口と高齢化率の推移
 - ②総世帯数の推移
- (2) 高齢者の状況
 - ①高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移
 - ② 要支援・要介護認定者数の推移
- (3) ひとり親家庭の状況
- (4) 障害のある人の状況
- (5) 外国人住民の状況
- (6) 生活保護の状況
- (7) 町会・自治会の状況
- (8) 市の財政状況

3 アンケート調査等から見える現状

市民及び団体アンケート等の結果から、計画の内容に関連が深く示唆に富んでいると考えられる設問を記載

- (1) 市民調査・団体調査の概要
- (2) 市民調査結果
 - ①隣近所とのつきあい方
 - ②近所づきあいがいい理由

- ③困ったときに隣近所に助け合える人がいればよかったと感じる経験
- ④隣近所の気にかかる人の有無
- ⑤地域の中で起こる問題に対する解決方法
- ⑥ボランティアや市民活動への関心度
- ⑦ボランティアや市民活動の情報の入手状況
- ⑧ボランティア、市民活動への参加状況
- ⑨ボランティアや市民活動に参加した「きっかけ」
- ⑩ボランティアや市民活動に参加したことがない理由
- ⑪多様な生活状況や特性を持つ方々にとって住みやすいまちか
- ⑫多様な生活状況や特性を持つ方々にとって住みにくいと思う理由
- ⑬地域住民が集まったり、地域活動を行ったりする場所
- ⑭どのような居場所が足りていないと感じるか
- ⑮事業・相談窓口・制度等の認知度
- ⑯相談窓口の利用経験

(3) 団体調査結果

- ①活動を通して、住んでいる地域で、課題と感じていること
- ②福祉関連の分野で特に行政に力を入れて取り組んでほしい施策

(4) 相談支援機関調査結果

- ①解決が困難であったりする相談を受ける機会
- ②通常関わる業務範囲以外の市の担当部署や相談機関・施設と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われているか
- ③スムーズに行われていない理由

(5) 法人調査結果

- ①法人の地域との関わり方
- ②地域活動に取り組むうえでの課題

4 地域福祉を取り巻く課題

アンケート結果等に鑑み、市としての地域福祉における課題を、基本方針（3つの柱）等に対応する形で記載

- (1) 心をつなぐ地域づくり
- (2) 楽しく暮らせる地域づくり
- (3) 安心して暮らせる地域づくり
- (4) 地域福祉推進のための仕組みづくり

第3章

計画の基本的な考え方

1 船橋市地域福祉計画の理念

1次計画からの流れも踏まえ、地域共生社会にも言及し、本計画の理念を記載

2 計画のメインテーマと基本方針

(1) メインテーマ

市民調査の結果も踏まえ、コミュニケーションの必要性及びメインテーマの継承

(2) 基本方針

計画の取り組みの3つの柱と1基の土台について

- ・心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～
- ・楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～
- ・安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～
- ・地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～

3 福祉の共通事項

本市における福祉の共通事項を定め、地域福祉推進の指針として位置づける。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- (2) 重層的支援体制整備事業の推進
- (3) SDGsを踏まえた取り組みの推進

4 計画の施策体系

計画を推進するため、各柱（基本方針）の下に紐づく基本施策、さらにその基本施策の下に紐づく取り組み例を記載。現行計画の施策の内容を含みつつ、課題や地域共生社会の考えに関連する部分を拡充している。

5 重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～

地域共生社会の実現に向け関連が深いと考えられる部分（3つの支援（「断らない相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」）の観点）に対応する各施策を重点施策として設定。

6 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理と評価の体制

計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施するため、外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」を組織し、進捗管理をしていく。

(2) 進捗管理と評価の方法

「地域福祉計画推進事業要覧抜粋版」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、PDCAサイクルの考え方に基づき、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしていく。